公立大学法人高知工科大学
利益処分の承認に係る事務局の確認について

１　制度の概要

（１）公立大学法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない（地方独立行政法人法第 40 条第１項）。

中期目標の期間の最後の事業年度に係る積立金については、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる（同条第４項）。

（２）知事は、当該承認をしようとするときは、あらかじめ、地方独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない（同条第５項）。

２　具体的な取扱い（繰越の承認基準）

中期目標最終事業年度に積立金がある場合は、知事の承認を得て翌中期目標期間に繰越すことができる。

ただし、次の場合は、行うべき業務を行っていないものとみなし、繰越すことはできない（県に返還する）。

①　学生収容定員（学部及び大学院の合計）の充足率が９０％を下回った場合

第一期中期目標期間（平成 21 年度から平成 26 年度）充足率

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
収容定員	2,320	2,340	2,340	2,305	2,235	2,235
在籍者	2,142	2,201	2,328	2,362	2,354	2,341
充足率	92.3%	94.1%	99.5%	102.5%	105.3%	104.7%

②　経費の抑制により生じた利益について、経営努力によることを確認できなかった場合

⇒評価委員会の確認による。

③　評価委員会の中期目標期間実績評価において、全体として行うべき業務を行っていないと評価される場合　　⇒評価委員会の評価結果による。

④　自己収入から生じた利益

自己収入（授業料等）による利益は、経営努力によるものとして認定する。

３　確認結果

法人が提出した平成２６年度業務実績報告書並びに財務諸表を精査したところ、評価委員会の確認及び評価にかかる部分を除き、本県の承認基準に照らして、利益処分の承認を受けようとする額に不適切な点はなく、事務局として特に問題はないものと考える。